

# アグリメッセージ

発行 伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課

橋本市市脇4-5-8 TEL 0736-33-4930

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/130300/90/93/index.html>

～伊都地域の将来を見据えた担い手対策を実施しています～



農業技術講習会（果樹コース）におけるカキの摘蕾の現地実習

近年の農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加といった農業課題が増えていく中で、伊都振興局農業水産振興課では、退職帰農者や若い世代といった新たな担い手や、準主業農家・副業的農家といった兼業農家に地域農業を維持する役割を期待しており、農業技術を習得する機会が必要と考えています。

そこで、就農を希望する方に対して毎年、農業に関する知識、技術を習得するため、果樹ではカキの栽培技術を中心に、摘蕾、剥皮、病虫害防除、剪定等について、野菜では夏野菜、秋冬野菜、マメ科野菜、軟弱野菜などの栽培技術や病虫害防除等について、それぞれ農業技術講習会を開催しています。

また、就農後、新たな担い手に対し農業技術の習得や意見交換する機会を提供する新規就農者研修会を開催しております。

兼業農家に対しては、将来農業を主業化していただくために、所有農地を現状維持できるような経営モデルの作成や、兼業農家が作成された経営モデルに近づくための技術研修会を考えています。

このように、伊都振興局農業水産振興課では各種研修会の開催による技術支援をはじめ、就農相談や経営指導等の農業支援に取り組んでいますので、お気軽にお問い合わせください。

## クビアカツヤカミキリの今後の対策

「クビアカツヤカミキリ」は、モモ、スモモ、ウメ等を加害する特定外来生物で、幼虫は樹の内部を食い荒らします。

クビアカツヤカミキリは令和元年11月に伊都地方ではじめて被害が確認され、令和6年12月末までの伊都地域の果樹の被害累計は、かつらぎ町：711地点、4203本、橋本市：428地点、1673本、九度山町：11地点、28本が確認されました。

侵入した幼虫が樹体内部を食い荒らし、外部にフラス（木屑と虫糞が混ざったもの）を排出します。園内を見回り、早期発見し、見つけた場合は幼虫の掘り取り等による防除、成虫を見つけた場合は捕殺してください。

伊都振興局 農業水産振興課では、これからは被害樹の伐採のみではなく、樹を温存して収量を維持していくために「幼虫の掘り取り」を中心とした複数の方法を組み合わせた防除を推進していきます。

## 【幼虫の掘り取り方法】

被害の発生を確認したら、フラス排出部の樹皮をマイナスドライバー等で剥がし（写真1）、掘り取る（写真2）。穴の奥に入っている場合には、針金を差し込み幼虫を捕殺します（写真3）。掘り取れなかった場合は、穴に木の枝等をハンマーで打ち込み、成虫になったときに出られないように栓をします（写真4）。

掘り取りを行った場合でも定期的に園を見回り、フラスが落ちてないか確認しましょう。



写真1 食害部分の樹皮を剥ぐ



写真2 幼虫の食入状況



写真3 針金で捕殺



写真4 栓でふさぐ（刺殺できなかった場合）

## 柿消費拡大の取組について

伊都地方特産『柿』の美味しさを知ることにより、地域農業への理解を深めるとともに、柿の消費拡大を図るため、伊都地方農業振興協議会（伊都管内の市町、JA、農業共済、振興局で構成）では、管内各市町で開催されるイベントでのPR活動や、平成13年度から小学生を対象に柿の体験学習（渋抜き・つるし柿）を行っています。今年度は管内及び和歌山市の20校の小学校において、740名の児童を対象に実施しました。さらに、大阪ガスッキングスクールと共催により、大阪在住の消費者（参加者43名）を対象に柿の試食や柿料理を作りました。

今後も、これらの活動を通じて柿の消費拡大に尽力していきます。



小学校での体験学習



柿を使ったデザート作り

## 収入保険について ～農業者の収入減少をしっかりとサポートします～

■補償の内容・・・保険期間の農業収入が、基準収入（過去5年の平均収入）の9割を下回った時に、下回った金額の9割（支払率）を上限に補てんします。

■補償の対象・・・自然災害、市場価格の低下、怪我、病気、想定外の事故など、あらゆるリスクによる収入減少を補てんします。米、野菜、果樹、花、はちみつ、肉養鶏（ブロイラー・銘柄鶏・地鶏）など、すべての農産物が補償対象です。梅干、干柿など簡易な加工品も含まれます。

■ご加入できる方・・・青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。青色申告は保険期間までの5年分を使用しますが、過去に青色申告の実績がなくても青色申告承認申請書を提出されている方であればご加入いただけます。



お問合せ先

和歌山県農業共済組合 北部支所

〒649-6531 紀の川市粉河681-2 TEL/0736-73-6724

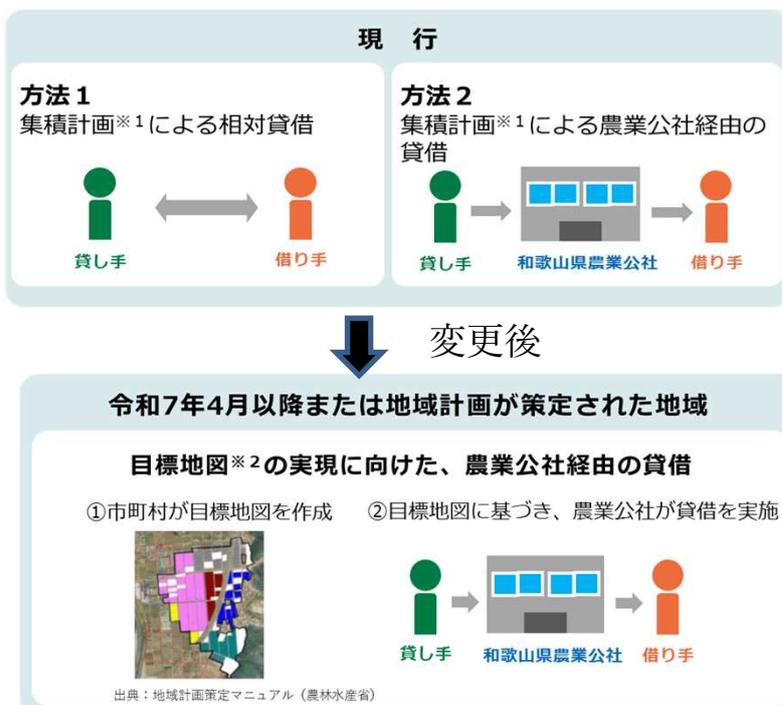


## 農地中間管理事業（農地の貸借）の運用見直しについて

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、市町村で行ってきた貸し手（地権者）と借り手（耕作者）間の農地貸借の手続き（利用権設定促進事業）は、令和7年3月末をもって終了し、和歌山県農業公社を通じた貸し借りに代わります。

それに伴い、令和7年4月から農地貸借の受付窓口が変更されます。これまで、近くのJA（農協）が農地貸借の受付を担っていましたが、事業運用の見直しにともない、令和7年度から市町村または農業委員会が受付窓口となります。農地中間管理事業について、相談・不明点がありましたら、下記連絡先にお問合せください。

なお、令和6年度までに制定された利用権貸借は期間終了まで有効です。



※1 市町村が作成する農用地利用集積計画

※2 10年後の目指すべき農地利用の姿を示した地図

- 農地貸借に関する申請・お問合せ  
農地の存在する市町村・市町村農業委員会
- 農地中間管理事業（公社を通じた農地貸借）へのお問合せ  
（公財）和歌山県農業公社（Tel：073-432-6115）
- 制度全般のお問い合わせ  
伊都振興局農業水産振興課（Tel：0736-33-4930）

## 農業経営のお悩みをご相談ください！

「わかやま農業経営・就農サポートセンター」は、県や関係機関で構成される無料の農業経営相談所です。農業経営の様々なお悩みに対して各分野の専門家を派遣し、課題解決をサポートします。ぜひこの機会に経営の発展を目指してみませんか？

- ・ 相談内容：経営診断・分析、法人化、経営継承、規模拡大、労務環境整備、販路拡大、6次産業化など
- ・ 費用：無料
- ・ H P：http://www.wnk.or.jp/support/index.html